

ガス漏れ火災警報設備法規制

●参考

適用法令		ガス事業法	消 防 法	建築基準法	液 石 法
対象建物		(経済産業省) S56.1.20 省令第1号、第2号 S56.6.3 告示第 263号 S60.11.15 告示第 461号 H12.9 告示第 578号	(総務省) S56.1.23 政令第 6号 S56.6.20 省令第 16号	(国土交通省) S55.7.14 政令第 196号 S56.7.1 告示第 1099号	(経済産業省) H9.3.10 省令第 11号 H9.3.13 告示第 123号
● 地下街／延べ面積1,000m²以上 ● 準地下街／地階で地下道に接し、延べ面積1,000m²以上かつ、特定用途の部分の合計500m²以上 ● 特定地下室／・特定用途防火対象物の地階で床面積の合計1,000m²以上・特定複合用途防火対象物の地階のうち、床面積1,000m²以上、かつ、特定用途の部分の合計500m²以上		都市ガス・LPガス		LPガス ガス漏れ集中監視システム	
共同住宅	3世帯以上 (LPガス) 但し同一団地で69戸以下	法の規制はありません。	法の規制はありません。	A 都市ガス・LPガス ① ガス栓と器具は金属管、金属フレキシ又は強化ガスホース（金属線入り）でネジ接続する。 ② 過流出防止機構付ガス栓（ヒューズコック）を採用する。 ③ ガス漏れ警報設備を所定の基準に従って設置する。 のいずれかが必要です。 戸外ブザー方式 または ガス漏れ集中監視システム	B LPガス ガス漏れ警報器単体 自動ガス遮断装置※ または 戸外ブザーシステム ガス漏れ集中監視システム 自動ガス遮断装置※
	3階以上（新築）	法の規制はありません。	法の規制はありません。	AとBが重なる場合（新築3F以上で69戸以下のLPガス使用）は下記の2通りが考えられます。 ① 強化ホース又は過流出防止弁が設置されていても液石法に定めるガス警報設備を設置。 ② 強化ホース又は過流出防止弁が設置されていない場合は建築基準法に定めるガス警報設備を設置。	LPガス ガス漏れ警報器単体 自動ガス遮断装置※ または ガス漏れ集中監視システム 自動ガス遮断装置※
業務用施設	● 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設 ● キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設 ● 貸席、及び料理飲食店 ● 百貨店及びマーケット ● 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅 ● 病院、診療所及び助産所 ● 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校 ● 図書館、博物館及び美術館 ● 公衆浴場 ● 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。） ● 神社、寺院、教会その他これらに類する施設 ● 床面積の合計が千平方メートル以上である事務所（前各号に掲げるものに該当するものを除く。）	法の規制はありません。	法の規制はありません。		
	● 超高層建物（高さが60mをこえる建築物） ● 特定大規模建物 ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ● 公会堂又は集会場 ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ● 遊技場又はダンスホール ● 待合、料理店その他これらに類するもの ● 飲食店 ● 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 ● 旅館、ホテル又は宿泊所 ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ● 中圧導管の接合部（溶接によるものを除く。）	自動ガス遮断装置 または ガス漏れ警報器単体	法の規制はありません。		

※行政指導